

周南市地域生活支援拠点事業実施要綱をここに定める。

周南市長 藤 井 律 子

周南市地域生活支援拠点事業実施要綱

周南市地域生活支援拠点事業実施要綱（令和3年周南市要綱第100号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の高齢化・重度化又は「親亡き後」を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う機能を構築することを目的とした周南市地域生活支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要綱において「地域生活支援拠点」とは、地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された地域生活支援拠点等のうち、居住支援のための機能を備えた複数の事業所及び機関による面的な体制のことをいう。

（実施主体）

第3条 拠点事業の実施主体は周南市とする。ただし、業務の一部又は全部について、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

（事業内容）

第4条 拠点事業は、次に掲げる機能を担う事業とする。

- （1）相談機能 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において必要な対応を行うコーディネーター（以下

「拠点コーディネーター」という。)を配置し、相談等の支援や拠点事業の利用の可否に関する意見及び利用調整を行う機能をいう。

(2) 緊急時の受入れ及び対応機能 短期入所事業所等を活用した緊急受入体制を確保した上で、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能をいう。

(3) 体験の機会及び場の提供機能 地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用の促進や一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能をいう。

(4) 地域の体制づくり機能 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能をいう。

(対象者)

第5条 拠点事業の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有する障害者

(2) その他市長が必要と認める者

(拠点事業の機能を担う事業所等の登録)

第6条 拠点事業の機能を担おうとする事業所等は、運営規程に拠点事業を実施することを規定し、周南市地域生活支援拠点事業所等登録届出書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、当該事業所等を地域生活支援拠点事業所等(以下「拠点事業所」という。)として登録を行い、周南市地域生活支援拠点事業所等登録通知書(別記様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 拠点事業所は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに周南市地域生活支援拠点事業所等登録変更届出書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(廃止等の届出)

第8条 拠点事業所は、拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときはその1月前までに、拠点事業を再開したときは10日以内に、周南市地域生活支援拠点事業所等廃止・休止・再開届出書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(調査等の実施)

第9条 市長は、拠点事業所に対して、必要に応じて拠点事業の運営状況について、調査を実施し、又は報告を求めることができる。

(拠点事業所の責務)

第10条 拠点事業所は、拠点事業に係る報酬について、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意しなければならない。

2 拠点事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及び当該利用者の家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(事業に関する費用)

第11条 市長は、拠点事業所がサービスを提供した場合は、次の各号のとおり費用を支払うものとする。

(1) 第4条第1号及び第4号に規定する機能に要する費用は、実施主体及び拠点事業所と協議の上、契約で定めるものとする。

(2) 第4条第2号又は第3号に規定する機能に要する費用は、利用者1人につき1日当たり6,500円とする。

2 拠点事業所は、次の各号のとおり、事業に要する費用を市長に請求するものとする。

(1) 第4条第1号及び第4号に規定する機能に係る事業を実施した場合は、契約に基づき市長に請求するものとする。

(2) 第4条第2号又は第3号に規定する機能に係る事業を実施した場合は、周南市地域生活支援拠点事業請求書（別記様式第5号）に周南市地域生活支援拠点事業明細書（別記様式第6号）を添付して市長に請求するものとする。

(利用要件)

第12条 第4条第2号に規定する機能を利用できる障害者は、拠点事業の目的とする支援内容に相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 介護者が病気、事故等の緊急的な理由により、対象者を介護できない状況にある場合

(2) その他市長が必要と認める場合

2 第4条第3号に規定する機能を利用できる障害者は、拠点事業の目的とする支援内容に相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長期入院や施設入所等からの地域移行へ向けた体験の場合
- (2) 親元からの自立を見据えた体験の場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

3 拠点事業の利用日数は、1回7泊8日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用申請)

第13条 第4条第2号又は第3号に規定する機能を利用しようとする者は、周南市地域生活支援拠点事業利用申請書（別記様式第7号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由によりあらかじめ申請することが困難であると市長が認めた場合は、申請があったものとみなす。この場合においても、後日速やかに申請書の提出を行うものとする。

(利用決定)

第14条 市長は、前条に規定する申請があったときは、拠点コーディネーターによる申請内容の確認及び利用の可否に関する意見を勘案し、利用の可否を決定し、周南市地域生活支援拠点事業利用決定（却下）通知書（別記様式第8号）により申請者に通知する。

(利用の取消し)

第15条 市長は、前条に規定する利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (2) その他市長が利用を不相当と認めた場合

(利用者負担)

第16条 利用者は、拠点事業を利用したときは、食費、光熱費等の実費を負担するものとし、拠点事業所に直接支払うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。